平成２９年（フ）第７３７６号
東京都目黒区碑文谷６丁目７－１－412　碑文谷壱番館
債務者　須藤　順子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３９３号
東京都練馬区関町北４丁目14―11―103
債務者　平井みち子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３９９号
東京都八王子市越野６－10―401
債務者　長井　　剛
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４０３号
東京都世田谷区上祖師谷６丁目29―１　みやび荘２Ｆ３号室
債務者　岩渕　博之
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８４２号
横浜市中区本牧町１丁目111番地
債務者　吉岡　利夫
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６１号
横浜市栄区田谷町1612番地　グリーンテラスⅢ201
債務者　三好　直也
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３５号
東京都八王子市下柚木２丁目14番地５シャトレーサチ101号
債務者　大堀　七重（旧姓大門）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９８０号
東京都府中市若松町３丁目２番地の18スバシエアルカーノ703
債務者　市井　捷治
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７４３号
東京都東村山市萩山町１丁目７番地４
債務者　上村　直也
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７５２号
東京都三鷹市上連雀９丁目18番６号コージーコート201
債務者　堀内　亮介
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４７２４号
東京都世田谷区砧４丁目８－７－201
債務者　栗田奈緒子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３４５号
東京都港区芝５丁目18番２－1023号
債務者　黒川　眞有
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５２９号
東京都荒川区町屋６丁目28―９－301、前住所東京都荒川区南千住６丁目50―10―201
債務者　後藤　智美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２３８号
東京都江戸川区南葛西２丁目13―14―108　ビッグラブ21、前住所群馬県利根郡みなかみ町湯原804
債務者　小沢　聖一
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部